

●香川県告示第430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成21年9月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成21年8月31日	サンアイリス薬局 丸亀店	丸亀市城東町2丁目9-27
平成21年8月31日	株式会社日本サンメディック ス東部調剤薬局	さぬき市寒川町石田東甲404番地1
平成21年8月31日	東部調剤薬局 津田店	さぬき市津田町津田992番地5
平成21年8月31日	東部調剤薬局 松原店	東かがわ市松原962番地1
平成21年8月31日	東部調剤薬局 白鳥店	東かがわ市湊1831番地6